

白井市教育大綱及び教育振興基本計画の策定方針

平成31年2月

1 策定の背景

市は、白井市第5次総合計画前期基本計画及び教育大綱に基づき学校教育、生涯学習、スポーツ、文化の振興に取り組んできた。

教育大綱が、平成32（2020）年度に終了することから、その成果や課題等を踏まえ、さらに教育方針である安全で安心して学べる教育環境の整備・充実を図り、子どもの確かな学力と豊かな心と体を育む「生きる力」を育てる教育を推進していくため、次期の教育大綱を策定する。

また、教育大綱は本市の教育に対する方向性・目標を明文化するものであり、現在、第5次総合計画実施計画において教育施策を推進しているが、教育大綱に基づく施策を体系的に整理し、施策への取組みの成果を明らかにすることにより教育大綱の更なる推進を図るため、教育基本法で策定が努力義務とされている「教育振興基本計画」を、次期教育大綱の策定に併せて策定する。

2 教育大綱の策定について

（1）計画概要

白井市の教育に対する目標や学校教育、生涯学習、スポーツ、文化に関する施策の根本となる方針を定める。

（2）策定期期

白井市第5次総合計画後期基本計画の策定期期にあわせ平成32（2020）年度

（3）計画期間

平成33（2021）年度から平成37（2025）年度の5年間

※元号については、平成31（2019）年5月1日に改元されるが、新元号が決定していないことから、本方針では、平成31（2019）年以降の元号の表記として「平成」を用いるとともに、西暦を併記している。

(4) 策定方法

- ① 総合教育会議において、教育行政の現状や課題等について協議する。
- ② 市の最上位計画である第5次総合計画との整合を図る。
- ③ 白井市第5次総合計画後期基本計画の策定にあたって実施する住民意識調査などの調査結果を活用する。

3 教育振興基本計画の策定について

(1) 計画概要

教育大綱を着実に実現するために具体的な施策や事業を体系的に定める。

(2) 策定期間

白井市後期基本計画及び次期教育大綱の策定期間にあわせ平成32年度

(3) 計画期間

平成33(2021)年度から平成37(2025)年度の5年間

(4) 策定方法

- ① 部長、関係課長で構成する策定本部の下に関係課等の職員で構成する作業部会を設置し部内連携を図る。
- ② 各分野の施策等については、それぞれの分野で設置している附属機関を活用し策定する。
ただし、学校教育分野については、学校評議員及び校長会などを活用し策定する。
- ③ 教育振興基本計画の統括は、教育部教育総務課とする。
ただし、統括するための新たな附属機関は設けない。
- ④ 白井市第5次総合計画後期基本計画の策定にあたって実施する住民意識調査などを活用する。